

うるま市児童館条例(平成17年うるま市条例第91号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、児童館及び児童センター(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
うるま市みどり町児童センター	うるま市みどり町六丁目9番1号
うるま市屋慶名児童館	うるま市与那城屋慶名981番地
うるま市なかきす児童センター	うるま市字豊原345番地1
うるま市いしかわ児童館(チャレンジ館)	うるま市石川二丁目12番22号
うるま市きゃん児童館	うるま市字喜屋武384番地3

(利用できる者の範囲)

第3条 児童館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童及びその保護者。ただし、幼児以下の児童については、保護者同伴とする。
- (2) 児童会等児童団体
- (3) 児童の健全育成団体

2 指定管理者は、前項に規定する者の利用に支障がないと認めるときは、それ以外の者に利用させることができる。

(事業)

第4条 児童館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供
- (2) 児童の体力増進に関する指導
- (3) 児童クラブ活動及びレクリエーションに関する指導
- (4) その他児童福祉法第40条の目的を達成するために必要な事業及び市長が必要と認める事業

(開館時間)

第5条 児童館の開館は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、こどもの日(5月5日)を除く。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 6月23日(慰霊の日)

(指定管理者による管理)

第7条 児童館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定管理者にこれを行わせることができるものとする。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 児童館の利用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 児童館の利用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第9条 第7条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の選定等)

第10条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、[次の各号](#)のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設及び設備の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) その他市長が施設の性質又は目的に応じて必要とすること。
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第11条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、[前条](#)の規定によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 児童館の設置目的、特性、規模等から特定の団体に管理させることが、適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (2) 緊急の必要により公募することができないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められたとき。
(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、[第10条](#)又は[前条](#)により選定した指定管理者の候補者について、[法第244条の2第6項](#)の規定による議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
(協定の締結)

第13条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該児童館の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が[法第244条の2第10項](#)の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 [前項](#)の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。
(利用の許可)

第15条 児童館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の基準)

第16条 指定管理者は、[前条](#)の許可の申請が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

- (1) 感染性疾患が疑われる者
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (7) [前各号](#)に掲げる場合のほか、その利用が不相当であると認められるとき。

(許可の決定等)

第17条 指定管理者は、[第15条](#)の許可の申請があったときは、許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(許可の条件)

第18条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、[前条](#)の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第19条 指定管理者は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) [第16条各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用目的以外の利用又は利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により[第17条](#)の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
- (6) 公益上必要があるとき。
- (7) [前各号](#)に掲げる場合のほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 前項の規定によりその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めは負わないものとする。
(入館の制限等)
- 第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
 - (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者
- (目的外利用の禁止等)
- 第21条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(利用料金)
- 第22条 第17条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。
(利用料金の減免)
- 第23条 指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(利用料金の還付)
- 第24条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(事業報告書の作成及び提出)
- 第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- (1) 児童館の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 児童館の利用料金の徴収の実績
 - (3) 児童館の維持管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による児童館の管理の実態を把握するために必要な事項
- (利用者の原状回復の義務)
- 第26条 利用者は、児童館の利用が終了したとき、又は第20条の規定により利用を制限され、若しくは利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。
(指定管理者の原状回復の義務)
- 第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第14条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
(損害の賠償)
- 第28条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により児童館の建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長が必要であると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
(指定管理者が行う個人情報の取扱い)
- 第29条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 第8条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(指定管理者の指定又は取消しの告示)
- 第30条 市長は、第12条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第14条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。
(運営委員会)
- 第31条 市長は、児童館の円滑な運営を図るため、うるま市児童館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置することができる。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。
(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、[第7条](#)から[第14条](#)まで及び[第30条](#)から[第32条](#)までの改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のうるま市児童館条例(以下「旧条例」という。)の規定による児童館の運営、その他の行為については、平成19年3月31日(施行日前にこの条例による改正後のうるま市児童館条例(以下「新条例」という。)第12条の規定に基づき児童館の管理を指定した場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為については、[新条例](#)中これに相当する規定がある場合には、[新条例](#)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例を市長が指定管理者によらない児童館に適用する場合には、[第3条](#)、[第15条](#)から[第20条](#)まで、[第22条](#)及び[第23条](#)の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則(平成25年3月26日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第7号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(令和4年規則第28号で令和4年8月1日から施行)
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の第2条の表に規定するうるま市きゃん児童館について、第8条に規定する指定管理者の業務、第9条から第14条までの規定による指定管理者の指定に関する手続及びその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。